

# 令和5年第1回

## 中札内村議会臨時会会議録

令和5年5月9日（火曜日）

### ◎出席議員（8名） ※追加日程第3以前

1番	福原一斉君	2番	戸水隆君
3番	木村優子君	4番	大和田彰子君
5番	船田幸一君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	北嶋信昭君

### ◎出席議員（8名） ※追加日程第3以降

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

### ◎欠席議員（0名）

### ◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上田禎子君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

### ◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
住民課長	山崎副村長兼務	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	川尻年和君
総務課参事	山澤康宏君	総務課 課長補佐	下浦強君
住民課 課長補佐	山本一美君		

### ◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 渡辺大輔君

### ◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 野原誠司君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平 澤 悟 君 書

記 永 井 亮 平 君

書 記 植 松 菜 々 美 君

◎議事日程（1号）

日 程 第 1		仮議席の指定
日 程 第 2	選挙第1号	議長の選挙

◎議事日程（1号追加）

日 程 第 1		会期の決定
日 程 第 2	選挙第2号	副議長の選挙
日 程 第 3		議席の指定
日 程 第 4		会議録署名議員の指名
日 程 第 5		常任委員の選任
日 程 第 6		議会運営委員の選任
日 程 第 7	選挙第3号	十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
日 程 第 8	選挙第4号	十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙
日 程 第 9	選挙第5号	とちち広域消防事務組合議会議員の選挙
日 程 第 1 0		議会広報特別委員会の設置について
日 程 第 1 1	承認第1号	令和4年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について
日 程 第 1 2	承認第2号	令和5年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について
日 程 第 1 3	議案第24号	監査委員の選任につき同意を求めることについて
日 程 第 1 4	議案第25号	中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 1 5	議案第26号	令和5年度中札内村一般会計補正予算について

## ◎開会宣告

○**議会事務局長（平澤悟君）** 事務局長の平澤です。

本臨時会は一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の北嶋信昭議員をご紹介します。よろしくお願いいたします。

○**臨時議長（北嶋信昭君）** おはようございます。

ただいま紹介されました北嶋信昭です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

お諮りします。

このたび、それぞれが当選の榮譽によって議席を得ました。

本来であれば、ここで自己紹介をするところですが、お互いに面識がある方々と思いますので、省略したいと思います。このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○**臨時議長（北嶋信昭君）** 異議なしと認めます。

したがって、自己紹介は省略いたします。

ただいまから、令和5年第1回中札内村議会臨時会を開会いたします。

会議に当たり、村長からご挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○**村長（森田匡彦君）** 本日、ここに新しく選ばれた議員各位をお迎えして、令和5年第1回臨時会を開催するにあたり、ご挨拶を申し上げる機会をいただき、光栄に存じます。

皆さまには、今回の村議会議員選挙において、村民の信望を担い村の発展に寄与すべく立起され、めでたく当選の榮に浴され、本日初の議会を開会する運びとなりました。心からお祝いとお喜びを申し上げます。

本村は、昭和22年の分村以来、村議会先輩各位をはじめとする村民の皆さまのたゆまざるご努力により、肥沃な大地、豊かな自然環境の中で、農業を基幹産業として着実に発展してまいりました。

一方、国内情勢に目を向けますと、解決の難しい社会課題が山積し、歴史的転換期を迎えております。超少子高齢化を伴う人口減少は着実に進行し、地球温暖化の影響を含めて災害は激甚化、頻発化し、グローバルサウスと呼ばれる新興国の台頭などにより国際関係は複雑さを増し、エネルギーや資源等の安定的な確保が難しくなっております。また、新型コロナウイルスや鳥インフルエンザなど未知のウイルスの脅威も拡大傾向にあります。わが国の将来展望は不透明感を増していると言わざるを得ません。

中札内村においても、村民一丸となって、これらの難題に立ち向かなければなりません。合議制の住民代表機関である議会は、民主的な村づくりを進めるうえで、大変重要な責務を担っておられます。地域課題や民意を把握された議会の皆さまと私ども執行機関とが、多角

的な視点で政策論議を交わすことは、住民福祉の向上と村政発展に不可欠なものであります。

このたび、公平公正な立場で高い見識をお持ちの皆さまをお迎えできましたことは、各般の施策を推進する上で大変心強く感じる次第であります。

村政執行方針でお示ししたとおり、第7期まちづくり計画2年目となる令和5年度は「少子化ストップ元年」と位置付けた総合的かつ徹底的な子育て支援策を柱に据え、「みんなでつくる！自然と笑顔になるまち なかさつない」を推し進めてまいります。基幹産業や観光の振興を図りながら強じんな経済基盤を構築し、健康や文化といった幸せな暮らしに欠かせない普遍的な価値を磨き上げてまいります。議員の皆さまには何卒温かいご理解をいただき、格別のご指導、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げる次第であります。

結びとなりますが、優しさと穏やかさに包まれた誇り高い美しい村「中札内」の明るい未来の実現に向けて、皆さまが益々ご健勝でご活躍されることを心から祈念いたしまして、私の挨拶といたします。

○臨時議長（北嶋信昭君） 村長の挨拶が終わりました。

ただちに、本日の会議を開きます。

### ◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（北嶋信昭君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

次に、議長の選挙を行いますので、準備ができるまで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時 6分

再開 午前10時 7分

○臨時議長（北嶋信昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎日程第2 選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（北嶋信昭君） 日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めてください。

（議場の出入口施錠）

○臨時議長（北嶋信昭君） ただいまの出席議員数は8人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に福原一斉君と戸水隆君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

○臨時議長（北嶋信昭君） 投票用紙の配布もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○臨時議長（北嶋信昭君） 配布もれなしを認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○臨時議長(北嶋信昭君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記、無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長(平澤悟君) それでは、お名前をお呼びいたします。

まず初めに、1番福原一斉議員。

2番戸水隆議員。

3番木村優子議員。

4番大和田彰子議員。

5番船田幸一議員。

6番宮部修一議員。

7番中井康雄議員。

8番北嶋信昭議員。

○臨時議長(北嶋信昭君) 投票もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○臨時議長(北嶋信昭君) 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

福原一斉君及び戸水隆君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長(北嶋信昭君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数8票。

これは、先ほどの出席議員数に符号しております。

そのうち、有効投票8票、無効投票0票です。

有効投票のうち、中井康雄君8票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は2票です。

したがって、中井康雄君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場の出入口開錠)

○臨時議長(北嶋信昭君) ただいま議長に当選されました中井康雄君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

議長に当選されました中井君から発言を求められておりますので、これを許します。

(中井康雄議長登壇)

○議長(中井康雄君) 議長の任を申し付けられました中井です。

よろしく願いいたします。

今回5期目、過去4期16年間、議員をやらさせていただきました、前期が議長、1期4

年やらさせていただきました。改めて身の引き締まる想いでございます。誠心誠意きちっと議長職、議員の職務を務めさせていただきますと思っておりますので、どうか皆様方のご協力をお願い申し上げるとともに、職員の方のご協力もお願い申し上げて、素晴らしい村づくりに努めてまいりたいと、そんなふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○臨時議長（北嶋信昭君）** これで、臨時議長の職務はすべて終了いたしました。

ご協力、ありがとうございました。

中井議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩願います。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時23分

**○議長（中井康雄君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、日程の追加について、お諮りします。

これを本日の日程に追加したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

これからの議事は、すでに配布しております追加議事日程にそって進めます。

### ◎追加日程第1 会期の決定

**○議長（中井康雄君）** 追加日程第1、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

今臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

### ◎追加日程第2 選挙第2号 副議長の選挙

**○議長（中井康雄君）** 追加日程第2、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場の出入口施錠）

**○議長（中井康雄君）** ただいまの出席議員数は8人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に福原一斉君と戸水隆君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長(中井康雄君) 投票用紙の配布もれはありませんか。  
(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 配布もれなしを認めます。  
投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(中井康雄君) 異常なしと認めます。  
念のため申し上げます。  
投票は単記、無記名です。  
投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。  
点呼を命じます。  
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長(平澤悟君) それでは、お名前をお呼びいたします。

- 1 番福原一斉議員。
- 2 番戸水隆議員。
- 3 番木村優子議員。
- 4 番大和田彰子議員。
- 5 番船田幸一議員。
- 6 番宮部修一議員。
- 8 番北嶋信昭議員。
- 7 番中井康雄議員。

○議長(中井康雄君) 投票もれはありませんか。  
(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 投票もれなしと認めます。  
投票を終わります。  
開票を行います。  
福原一斉君及び戸水隆君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(中井康雄君) 選挙の結果を報告いたします。  
投票総数8票。  
これは、先ほどの出席議員数に符号しております。  
そのうち、有効投票8票、無効投票0票です。  
有効投票のうち、宮部修一君8票。  
以上のおりです。  
この選挙の法定得票数は2票です。  
したがって、宮部修一君が副議長に当選されました。  
議場の出入口を開きます。

(議場の出入口開錠)

○議長(中井康雄君) ただいま副議長に当選された宮部君が議場におられます。  
会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。  
副議長に当選されました宮部君から発言を求められておりますので、これを許します。

(宮部修一副議長登壇)

○副議長(宮部修一君) 前期に続きまして、再度、副議長の任をいただきまして、大変ありがとうございます。

今期も議長を補佐するとともに、議会運営がスムーズに進みますよう努力してまいります。

また、議会が住民の皆様方に少しでも近づけるように今期もまた議長と共々、議会改革に努めてまいりたいと思いますので、議員各位の皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長(中井康雄君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時49分

○議長(中井康雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎追加日程第3 議席の指定

○議長(中井康雄君) 追加日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定します。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(平澤悟君) それでは議席の指定をいたします。

1番船田幸一議員、2番北嶋信昭議員、3番大和田彰子議員、4番木村優子議員、5番福原一斉議員、6番戸水隆議員、7番宮部修一議員、8番中井康雄議員、以上であります。

○議長(中井康雄君) ただいま朗読したとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席に着席願います。

それでは、休憩中に全員協議会を開催し、常任委員会所属の協議を行ってください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時40分

○議長(中井康雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎追加日程第4 会議録署名議員の指名

○議長(中井康雄君) 追加日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番船田議員と2番北嶋議員を指名いたします。

### ◎追加日程第5 常任委員の選任

○議長(中井康雄君) 追加日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第2条第1号及び第2号並びに第7条第1項の規定によって、総務厚生常任委員に北嶋信昭議員、大和田彰子議員、木村優子議員、宮部修一議員、中井康雄、産業文教常任委員に船田幸一議員、戸水隆議員、福原一斉議員、宮部修一議員、中井康雄を指名したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(中井康雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり常任委員に選任することに決定しました。休憩中に、各常任委員会では委員会を開催し、常任委員長の互選を行ってください。暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時44分

**○議長(中井康雄君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に各常任委員会において、委員長の互選が行われ、その結果の報告書が議長に提出されておりますので報告します。

総務厚生常任委員会委員長に大和田彰子議員。

産業文教常任委員会委員長に船田幸一議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

## ◎追加日程第6 議会運営委員の選任

**○議長(中井康雄君)** 追加日程第6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第4条第2項及び第7条第1項の規定によって、大和田彰子議員、船田幸一議員、宮部修一議員、中井康雄の4名を指名したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(中井康雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4人を議会運営委員に選任することに決定しました。休憩中に、議会運営委員会では委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

**○議長(中井康雄君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に議会運営委員会において、委員長の互選が行われ、その結果の報告書が議長に提出されておりますので報告します。

議会運営委員会委員長に宮部修一議員。  
以上のとおり互選された旨の報告がありました。

### ◎追加日程第7 選挙第3号 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙

○議長（中井康雄君） 追加日程第7、選挙第3号、十勝圏複合事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙方法は指名推選することに決定しました。

指名の方法は、議長において指名したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長において指名することで決定いたしました。

十勝圏複合事務組合議会議員には、中井康雄を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した中井康雄を当選人とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した中井康雄が十勝圏複合事務組合議会議員に当選しました。

### ◎追加日程第8 選挙第4号 十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙

○議長（中井康雄君） 追加日程第8、選挙第4号、十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙方法は指名推選することに決定しました。

指名の方法は、議長において指名したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長において指名することで決定いたしました。

十勝中部広域水道企業団議会議員には、中井康雄を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した中井康雄を当選人とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した中井康雄が十勝中部広域水道企業団議会議員に当選しました。

### ◎追加日程第9 選挙第5号 とかち広域消防事務組合議会議員の選挙

○議長(中井康雄君) 追加日程第9、選挙第5号、とかち広域消防事務組合議会議員を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙方法は指名推選とすることに決定しました。

指名の方法は、議長において指名したいと思います。このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長において指名することで決定いたしました。

とかち広域消防事務組合議会議員には、中井康雄を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した中井康雄を当選人とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した中井康雄がとかち広域消防事務組合議会議員に当選いたしました。

### ◎追加日程第10 議会広報特別委員会の設置について

○議長(中井康雄君) 追加日程第10、議会広報特別委員会の設置についてを議題にいたします。

お諮りします。

本村議会は重要な意志決定機関であり、このことが村民に十分理解されるよう、議会広報も重要な役割と考えるので、継続的な発行活動をしたいと思えます。

この特別委員会の設置については、委員会条例第5条の規定により、4人の委員で構成する議会広報特別委員会とし、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、この議会広報特別委員会の設置については、4人の委員で構成する議会広報

特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。  
お諮りします。

ただいま設置された議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、大和田彰子議員、木村優子議員、戸水隆議員、福原一斉議員の4人を指名したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(中井康雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり議会広報特別委員に選任することに決定しました。

休憩中に、議会広報特別委員会では委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時52分

**○議長(中井康雄君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に議会広報特別委員会において、委員長の互選が行われ、その結果の報告書が議長に提出されておりますので報告いたします。

議会広報特別委員会委員長に木村優子議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

### **◎追加日程第11 承認第1号 令和4年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について**

**○議長(中井康雄君)** 追加日程第11、承認第1号、令和4年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

**○村長(森田匡彦君)** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、ふるさと納税の経費削減による基金積立の追加や村内事業所よりスポーツ振興、商工業振興を目的とした寄附があり、積立予算に不足を生じたこと、また、令和4年度中のふるさと納税返礼品の年度内での発送完了が困難なことから、令和5年度へ予算を繰り越す必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長(中井康雄君)** 補足説明 中道総務課長。

**○総務課長(中道真也君)** 承認第1号 令和4年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー2番、令和4年度中札内村一般会計補正予算、令和5年専決第1号をご用意いたします。

1ページをお開きください。

既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ1億1,097万8千円を追加し、総額を70億9,140万5千円に調整したものであり、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和5年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としたものであります。

また、専決処分の主な内容としまして、令和4年度におけるふるさと応援寄附金の見込額を12月議会において13億円と推算し、増額補正を行ったところでありますが、この度、令和4年度におけるふるさと応援寄附額が13億1,220万円あまりと確定したことから関連する歳入歳出予算を専決処分したものであります。

続きまして、7ページをお開きください。

最初に、歳入からご説明申し上げます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、説明欄上段、普通交付税1,059万円の追加は、交付税確定額のうち財源留保分を追加するもので、特別交付税8,530万2千円の追加は、ふるさと納税費の確定等に伴い財源調整するものです。

次に、17款寄附金、1項寄附金、1目の特別寄附金1億9,828万6千円ですが、ふるさと納税額の確定及び村内企業からの特別寄附金により追加をするもので、説明欄上段、スポーツ振興基金及び商工業振興基金寄附金は、企業からの特別寄附金となっております。それらを除く福祉基金寄附金ほか5基金は、それぞれ寄附金を積立するため歳出にも同額を予算計上しております。

次に、17款寄附金、1項寄附金、2目一般寄附金1億8,500万円の減額であります。ふるさと応援寄附金並びにクラウドファンディングに係る諸経費の確定により減額をするものであります。

次に、20款諸収入、3項貸付金元利収入180万円の追加は、奨学資金貸付者の繰上償還によるもので、歳出にも同額を計上しております。

続きまして、歳出になります。8ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄上段、公共施設等整備基金9,600万円の追加は、歳入歳出の余剰金について積立を行おうとするものです。

次に、その下段、2款総務費、2項企画費、3目まちづくり推進費、説明欄中段、ふるさと納税費1億8,510万9千円の減額は、ふるさと納税費に係る事務報酬、返礼品に係る報償費、旅費、需用費のほか、返礼品の運搬料、クレジット払いなどの決済手数料、ふるさと納税サイト掲載委託、使用料及び賃借料等で、サイト料など支出額がほぼ確定したことから減額をするものです。

なお、黒ナンバー5番、議案関係資料1ページにふるさと納税に対する各基金等への積立配分状況を添付しておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

最後になります。補正予算書の4ページにお戻りください。

第2表 繰越明許費補正ですが、先ほどご説明いたしましたふるさと納税事業の返礼品に係る報償費、運搬料について、4年度寄附のありました返礼品等の送付が年度内での完了が困難なことから、繰越明許費として追加補正しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

承認第1号に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) よろしいでしょうか。

それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第1号、令和4年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

この承認のとおり、決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、承認されました。

ただいま12時のサイレンがなったのですけれども、この後しばらく続けると結構時間がかかるのですけれども、昼食の方も用意していませんし、このまま僕としては続けたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) それでは、このまま続けさせていただきます。

## ◎追加日程第12 承認第2号 令和5年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

○議長(中井康雄君) 追加日程第12、承認第2号、令和5年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、マイナンバーカードの申請支援を令和5年度も継続するため、必要となる経費を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明 中道総務課長。

○総務課長(中道真也君) 承認第2号 令和5年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー3番、令和5年度中札内村一般会計補正予算、令和5年専決第2号をご用意願います。

1ページをお開きください。

既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ221万9千円を追加し、総額を55億9,101万9千円に調整したものであり、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和5年4月17日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としたものであります。

また、専決処分の主な内容としまして、令和5年度におけるマイナンバーカードの申請支援を継続するため、関連する歳入歳出予算を専決処分したものであります。

6ページをお開きください。

最初に、歳入の方からご説明申し上げます。

14款国庫支出金、1項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、説明欄上段、個人番号カード交付事務費補助金221万9千円の追加は、マイナンバーカード申請支援に係る事務経費に係る補助金として、歳出見合いの同額を計上するものです。

次に歳出になります。7ページをご覧ください。

2款総務費、4項、1目戸籍住民費、説明欄上段、会計年度任用職員報酬189万6千円の追加は、役場窓口での申請支援を継続するため報酬等を計上するもので、その下段、マイナンバーカード申請支援委託32万3千円は、中札内郵便局及び上札内郵便局での申請業務委託をしようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで、提案理由の説明を終わります。

承認第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第2号、令和5年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

この承認のとおり、決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、承認されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時 5分

再開 午後 0時 6分

○議長（中井康雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第13 議案第24号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（中井康雄君） 追加日程第13、議案第24号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題にいたします。

木村優子議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

（木村優子議員退場）

○議長（中井康雄君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

監査委員のうち、議員の内から選任した監査委員が任期満了となりましたので、木村優子氏を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご同意くださるようお願い申し上げます説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで、提案理由の説明を終わります。

議案第24号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定しました。

議案第24号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案の選任について、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、同意することに決定いたしました。

木村優子議員の入場を許可します。

（木村優子議員入場）

#### ◎追加日程第14 議案第25号 中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 追加日程第14、議案第25号、中札内村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、国において本年3月31日付で公布、4月1日から施行された地方税法等の一部を改正する法律ほか関係政令並びに省令の一部改正に伴い、村税条例の内容を調整する必要が生じたことから、本村条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長補佐より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、山本住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（山本一美君） 補足説明いたしますので、黒ナンバー5番、議案関係資料の2ページをお開きください。

今回の改正は、いずれも地方税法等の改正に伴うものですが、条例本文のほか附則の一部改正が混在しており、新旧対照表による説明では分かりにくいことから、改正概要をまとめた資料をもとに、要点のみを抜粋して説明いたします。

なお、改正概要のほかに関連いたします上部法等は、米印により示しておりますが、条項の繰り上げ、繰り下げや簡易な字句修正などにつきましては、資料への記載をご参照いただくことをお願い申し上げます、説明を一部省略させていただきます。

また、改正に係る施行日は項目ごとの最下段に記載しておりますので、個々の説明については省略させていただきたいと思っております。

まず、ページ上段の1、村民税の関係ですが、(1)は配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を規定するもので、税条例第34条の9第2項の関係となりますが、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除で、所得割額から控除しきれなかった控除額を還付又は充当する場合に森林環境税にも充当できるようにする改正となります。

次に、(2)は個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書を規定する税条例第36条の3の2第2項の関係ですが、扶養親族申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、前年提出した記載事項と異動がない場合、異動がない旨を記載した申告書を提出することができるよう、記載事項を簡素化する改正となっております。

次に、(4)は個人の村民税の徴収の方法等を規定する税条例第38条第3項の関係ですが、均等割を賦課徴収する場合に森林環境税を併せて賦課徴収するとした改正内容となります。

次に、(5)は個人の村民税の納税通知書を規定する税条例第41条の関係ですが、納税通知書に個人の村道民税と森林環境税の合算額を通知するとした改正内容となります。

次に、3ページ(6)は給与所得に係る個人の村民税の特別徴収を規定する税条例第44条第1項では、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定する改正となります。

次に、(8)は給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れを規定する税条例第47条第2項関係では、給与特徴から普通徴収に変更した場合に、未納の普通徴収分へ充当する場合、森林環境税へ充当できるよう改正するものです。

次に、(9)は公的年金等に係る個人の村民税の特別徴収を規定する税条例第47条の2第1項では、特別徴収の方法により徴収する年金所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定する改正となります。

次に、(10)は年金所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れを規定する税条例第47条の6第2項では、年金特徴から普通徴収に変更した場合、未納の普通徴収分へ充当する場合、森林環境税へ充当できるよう改正するものです。

次に、4ページ中段(13)は肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例を規定する税条例附則第8条第1項関係ですが、所得割額控除の対象期間拡大を図るものとして、令和9年まで3年間の延長を図る改正となります。

次に、最下段、(15)は優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡

所得に係る村民税の課税の特例を規定する税条例附則第17条の2第1項及び第2項ですが、特例控除対象期間の拡大を図るものとして、令和8年度まで3年間の延長を図る改正となります。

次に、5ページ上段(16)は新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続き等について、税条例附則第23条で徴収猶予の特例を規定するもので、(17)は新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金等税額控除の特例について、税条例附則第24条で寄附金等税額控除の特例を規定するものです。いずれも特例期間が終了し、今回の法改正に伴い現行条文を削除するものです。

次に、5ページ中段の2、固定資産税関係では、(1)法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について、税条例附則第10条の2でわがまち特例の参酌配分を規定するものですが、第15項で規定する特例期間が終了し、今回の法改正に伴い現行条文を削除するものです。

次に、5ページ下段の3、軽自動車税関係では、(1)種別割の税率を規定する税条例第82条ですが、原動機付自転車の種別割の標準税率が適用される車両のうち、ミニカーと特定小型原動機付自転車のいずれの要件にも該当するものについては、ミニカーに係る税率区分から除くこととし、全ての特定小型原動機付自転車に現行の第1種原動機付自転車と同一の税率区分2,000円が適用される改正となります。

次に、(2)は軽自動車税の環境性能割の非課税について、税条例附則第15条の2関係ですが、環境性能割の非課税期間を規定するものですが、特例期間が終了し、今回の法改正に伴い現行条文を削除するものです。

次に、6ページ、(3)は軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について、税条例附則第15条の2の2第4項の関係ですが、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を「100分の10」から「100分の35」に改正するものです。

次に、(4)は軽自動車税の環境性能割の税率の特例について、税条例附則第15条の6で環境性能割の100分の1の割合を減額する特例を規定するものですが、特例期間が終了し、今回の法改正に伴い現行条文を削除するものです。

次に、(5)は軽自動車税の種別割の税率の特例について、税条例附則第16条で軽自動車のグリーン化特例を規定するものですが、今回の法改正に伴い特例の期間を令和8年度まで3年間、25%軽減の対象車については2年間延長するものです。

次に、最下段、(7)は軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について、税条例附則第16条の2第3項の関係ですが、環境性能割と同様に、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を「100分の10」から「100分の35」に改正するものです。

次に、7ページの4、たばこ税関係では、(1)はたばこ税の申告納付の手続について、(2)はたばこ税に係る不足税額等の納付手続について、税条例第98条第1項及び第5項と第101条第1項の関係ですが、たばこ税の申告、不足税額等の申告、納付方法を具体的に示すもので、QRコード対応の新たな納付様式を加える改正となります。

なお、前段の説明で申し上げたとおり、施行日に関しましては項目ごとに記載するとおり、本年4月1日、令和5年7月1日、令和6年1月1日、令和7年1月1日の4段階にわたる改正となっております。

以上で、村税条例の一部改正に係る補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで、提案理由の説明を終わります。  
議案第25号に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
議案第25号に対する討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
議案第25号、中札内村税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。  
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程第15 議案第26号 令和5年度中札内村一般会計補正予算について

○議長（中井康雄君） 追加日程第15、議案第26号、令和5年度中札内村一般会計補正予算についてを議題にいたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、議題に供されました一般会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ2,223万8,000円を追加し、総額を56億1,325万7,000円に調整したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 令和5年度5月臨時会、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー4番、一般会計補正予算書をご用意いただきまして、7ページをお開きください。

それでは、一般会計の歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に關係のある特定財源について、合わせてご説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

また、概ね30万円以上の補正予算について、ご説明申し上げます。

10ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉費、説明欄上段、子育て世帯生活支援特別給付金100万円の追加は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世

代に対し児童1人当たり一律5万円の特別給付金を支給しようとするもので、特定財源といたしまして国庫補助金を同額計上するものです。

次に、その下段、4款衛生費、1項保健衛生費、5目予防費、償還金利子および割引料、1,412万3千円の追加は、令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の確定により返還金を計上するものです。

次に11ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、5目スクールバス運行費、説明欄上段、備品購入費、通学用自動車1,080万9千円の追加は、25人乗りひばり号の更新をしようとするもので、特定財源としまして公共施設等整備基金1,080万円を追加しようとするものであります。

次に、その下段、10款教育費、3項小学校費、1目学校管理費、説明欄中段、外部塗装・屋上防水等工事5,199万3千円の減額は、令和4年度、令和5年度の継続費で実施しております中札内小学校外部塗装・屋上防水等工事につきまして、令和5年度年割額の当初予算額での過大計上があったことにより減額をしようとするものであります。

なお、特定財源としまして、地方債の長寿命化事業債及び公共施設等整備基金繰入金を減額しようとするものです。

次に、その下段、備品購入費、遊具110万円の追加は、滑り台の滑走面の破損により更新をしようとするものであります。

次に12ページをお開きください。

10款教育費、4項中学校費、1目学校管理費、説明欄上段、修繕料157万3千円の追加は、高圧機器、開閉器の老朽化及びケーブルの劣化により修繕を実施しようとするものであります。

次に、その下段、10款教育費、5項社会教育費、3目社会教育振興費、説明欄中段、部活動地域移行報償費49万4千円の追加は、部活動地域移行推進協議会委員報償及び講師謝礼を計上しようとするもので、その下段、18節部活動地域移行推進協議会補助金44万円の減額は、国の補助対象とするため18節から予算の組み替えをしようとするものです。

次に、その下段、14節交流の杜体育館床改修工事4,401万1千円の追加は、老朽化した床の改修工事をしようとするもので、特定財源といたしまして、公共施設等整備基金繰入金を追加し充当しようとするものです。

次に13ページをお開きください。

10款教育費、5項社会教育費、4目文化創造センター管理費、説明欄中段、修繕料92万5千円の追加は、ハーモニーホール舞台袖、ホール確認用カメラの老朽化による修繕を行うおとするものであります。

次に、戻っていただきまして、8ページをお開きください。

歳入について、ご説明をさせていただきます。

19款繰越金、1項、1目繰越金、1,828万2千円の追加は、決算認定前ではございますが、財源として見込めることが可能でありますことから財源調整をするものであります。

最後に、戻っていただきまして4ページをお開きください。

第2表 地方債補正についてですが、歳出でご説明いたしました中札内小学校外部塗装・屋上防水等工事の減額に伴いまして、地方債の限度額について変更をしようとするもので

あります。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第26号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 2点ほどお聞きします。

11ページのスクールバスの、通学用自動車のスクールバス、先ほど説明を聞いておりますと、25人乗りのバスを入れたいということでございます。確か予算の方には載っていませんでしたと思うのですが、今回補正であがってきたのですけれども、これは修繕ではもう直しきれないということで、新しい物にするのかどうなのか。

それと、25人乗りということですが、それで1,000万円ぐらいで買えるのかどうなのか。ちょっと金額からするとなんか安くも感じるのですけれども、その辺を説明をお願いいたします。

もう1点は、12ページの交流の杜の体育館の床改修工事ですが、これの改修内容をもう少し具体的に説明をいただけないかなというふうに思います。

たぶん下から全部やり替えるとなると、このような金額では収まらないのではないかと思いますので、その辺の改修内容の説明をお願いします。

**○議長（中井康雄君）** 渡辺教育次長。

**○教育次長（渡辺大輔君）** まず、1点目のスクールバスの更新でございますけれども、今更新しようとしているひばり号については、平成13年の年式のバスでございます。22年ぐらいもう経過しております、いろいろと故障も起きておりますので、そろそろ更新をしたいなというところで、まちづくり計画の実施計画の中にも計画していたものでございます。

こちらについては、現在29人乗りのバスなのですが、次は25人から29人乗りのバスに更新したいというふうに考えております。

それから、金額、予算の額ですが、こちらも今の車種の後継のモデルが新年度に出るということで、そちらの車種も選択の1つに考えたいなと思っております、ですから当初予算ではちょっとタイミング的に載せることができませんでした。

今回、新たなモデルが発表となりましたので、今回、補正という形で予算計上させていただきましたところでございます。

2点目、交流の杜の床の改修でございますけれども、昨年度、議員の皆さまにも見ていただいたとおり、あちこちですね、割れたり、あるいはささくれたりという所もありまして、これまで補修しながら使ってまいりましたけれども、安全面からも考えて、全て床を張り替えたいなというふうに考えております。

今の床材を剥がしまして、新たな無垢、ナラの木を使った無垢材で修繕したいなと思っております。その際には、またいろいろな、バレーですとか、バドミントンの支柱を建てる金具ですとか、あるいはラインも引き直す必要が出てきますけれども、そういった部分も含めた修繕ということになっております。

**○議長（中井康雄君）** 7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 交流の杜の体育館の床の改修ですけど、村民体育館の床の改修がどのぐらいかかったか、記憶がもう忘れてしまったのですけれども、何かそれから見るとかな

り安い金額で出来るのかなど。今の床の上にそのまま張るのではなくて、一回剥がして、新たにナラ材で張り替えるということで、ある程度、見積もりを取ったら、このぐらいで出来るということで理解をしてよろしいですね。

○議長（中井康雄君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺大輔君） そのとおりでございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

4番木村議員。

○4番（木村優子君） 11ページのスクールバスの運行管理費のことについて、更新されるということでしたけれども、使った後のバスは、例えば売払いをするのかという処分の方法について確認をさせてください。

あと、同じく交流の杜の体育館の床改修工事ですけれども、交流の杜の方も、部活はちょっと私は把握していないのですけれども、少年団などの練習でかなり使われているかと思えます。

ですので、工期をどのように考えているかということと、あと、少年団の練習については、体育館でやっているバレーボールであるとか、バドミントンであるとか、あと、雨になると外の少年団の活動も中であるということで、随時使っていると思いますので、その辺の調整をどのようにされているのかということでお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺大輔君） 更新後の現在のバスの処分については、買取が出来るか、あるいは公売にするか、今後考えていきたいというふうに考えております。

それから、交流の杜の工期につきましては、10月下旬ごろから、だいたい実際の工事は1ヶ月半ぐらいかかります。その間は利用が出来なくなるのですが、これまでの利用を見ても、その期間が一番年間で比較的使用が少ない期間というところで、そこを工期ということで考えております。

他の少年団、あるいは利用者の方には、他の施設を紹介しながら、調整しながら使っていただくようにしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） スクールバスの方は分かりました。

交流の杜の方は、10月下旬から1ヶ月半ぐらいということで、すみません、私の方の把握している少年団活動で、サッカーなんかは10月から中の活動が始まるので、結構交流の杜を使っているかなという感じでしたけれども、そのあたり小学校であるとか、上札内の小学校の方にも体育館ありますし、村民体育館もありますし、きちんと少年団の方の事務局さんとやりとりをして、皆さんが平等にちゃんと練習が出来るような形で調整をしていただきたいと思えます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 12ページの交流の杜のことなのですが、議会でも交流の杜、いろいろと勉強させていただいて、その中において、傷んでいる所がかなり多いと。大変なことは分かるのですが、議会としてもある程度話したのだけれども、全体としての修理とか、そういうことを考えているのか、今、ここだけやったって、また空調施設だとか、いろいろな所がダメに所がいっぱいあるはずなのですよ。

これはどういうふうに考えて、今後進んでいくのか聞きたいと思えます。

○議長（中井康雄君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺大輔君） 交流の杜も以前、高校ということで、かなり年数も経過しております。特に校舎の建物の部分かなり老朽化が進んでいるところです。

体育館につきましては、屋根の改修もしたり、今回床もさせてもらう中で、今後も使っていく施設ということでは考えております。

暖房ですとか、そういった空調の部分、こちらもう少し効率的な方法を考えていかなければならないなというふうには思っているところでして、そういった校舎も含めた全体的な、大規模な修繕計画につきましては、現在の第7期の前期のまちづくり計画、これが令和7年度までですので、その中で検討して、後期計画には改修計画を載せてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 部分的にとということになるのだろうけれども、議会でも話したとおり、全体を考えて、今後考えていくという形にしていけないと。部分的にいくと、また違う所がダメになるということで、全体の中で交流の杜の修理というのを考えていくことにしていただかないと。少しずつ出してくると、こっちも悪い、こっちも悪いということになってくるので。交流の杜全体の今後のあり方から考えて、やっていただきたいと思うが、いかがなものですか。

○議長（中井康雄君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺大輔君） 議員のおっしゃるとおり、建物の修繕のほかに、校舎の、特に3階あるいは2階の部分といった利活用の部分も併せて考えながらの修繕計画を考えていきたいと思っております。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 世間でもいろいろな話があるのですけれども、まず、あの全体をこのまま維持するのか、しないのか、そういう形もいっぱいあるはずですから、全体に長い目で見た時のことを考えて、今後修理とか、いろいろなものにあたっていただきたいと思うのです。

極端な言い方をすると、あれを壊してしまっ、新しい物を建てた方が維持費がかからないのではないかという話も出ている訳ですよ。

そういうものも含めながら、全体に考えて、7年だから再来年ですか、再来年までは何とかそういう大きな計画の中で修理をしていただいて、村民みんなが使えるような施設にしていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺ひしたいと思ひます。

ほかに質疑はございますか。

なければ、これで質疑を終わります。

議案第26号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第26号、令和5年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 0時40分